

日時：令和2年9月2日(水) 10:00～12:00

場所：沼津市民文化センター 第1練習室

資料：次第、資料3

1 開会

2 沼津市総合計画基本計画（案）について：審議

前回に引き続き「まちづくりの柱5」から審議を始めた。

柱5-4 未来を担う人づくり

委員） 特色ある学校教育の推進について。沼津の教育の特色である「言語教育」と基本構想に掲げた「確かな知性」の育みについても、具体的に記述してほしい。

事務局） 委員ご指摘のとおり、本市の特色ある教育として「言語科」による言語教育を推進してきた。現在、新たな教育大綱及び教育基本構想の策定に取り組んでいるところであり、これからの新たな本市の特色ある学校教育として、教育のICT化やプログラミング教育の推進なども見据えた言語教育の更なる展開を検討しているところである。具体的な記述の仕方については、担当課と調整する。また、「確かな知性」の育みに関する記述についても事務局で検討する。

委員） 沼津市でも取組が始まっている「コミュニティースクール」について、地域で子どもたちを見守り育てていくという視点から、具体的に記述すべきではないか。

事務局） 委員ご指摘のとおり、沼津市においてもコミュニティースクールの取組を始めており、今後はより一層地域と連携した学校教育の推進を図っていかねばならないと考えているところである。そのような視点については、3の「幼児・学校教育、地域、家庭との連携」の部分で、「各種教育機関、地域、家庭との連携」という部分や、「地域総がかりで子どもの豊かな成長を支える」という記述表現で整理させていただいた。

委員） 「インクルーシブ教育システムの構築に向け」という部分について、この計画が今後10年を見据えて取り組んでいくものであることを考えると、「構築に向け」という表現では市の姿勢として弱いと感じる。もう少し積極的に取り組むということを示す表現を検討してほしい。また、この「未来を担う人づくり」のSDGs 該当項目として、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を追加すべきだと思う。

部会長） 例えば「インクルーシブ教育を確立し」などという表現かと思う。またSDGs 項目については、学校教育の現場におけるジェンダー平等はインクルーシブ、ダイバーシティの大前提であるので、追加すべきであると思う。

事務局） インクルーシブ教育システムについての具体的な記述は事務局で検討させていただく。また、SDGs 項目はご指摘のとおり追加する。

柱5-5 地域を支える人づくり

委員) 障害者にとって、学校を卒業してからの学びの場というものが非常に少ないので、「高齢者への学びの機会の提供」という部分に、是非とも「障害者」を加えてほしい。

事務局) 障害のある方への教育等を含めた生活の支援に関しては、柱6-4の「3 障害のある人の生活等の支援」の部分で記述させていただいている。本項目にも「障害者」を加えるべきかについては、委員のご意見を踏まえ、事務局で検討させていただく。

まちづくりの柱6「笑顔があふれ健康で心豊かに暮らせるまち」について審議。

事務局より、基本構想の内容、基本理念に基づく基本計画の「目標」、基本計画で示す「主な取組の概要と方向性」について、柱6-1から柱6-5までを一括して説明。

柱6-1 スポーツ・芸術文化の振興

委員) 「新屋内温水プールの整備」について。「屋内温水プール」では通年を通してプールとしての利用が決められてしまうが、他市の事例では、屋内プールを冬季はスケート場として利用しているものがある。新たなプール施設の整備に当たっては、そういった点も検討してもらいたいため、「新屋内温水プール等の整備」という表現や、「施設の新しい利用方法を検討する」という視点も盛り込んでもらいたい。

事務局) 新体育館と新屋内温水プールについては、市として両施設を整備する方針を定めており、昨年度のご審議を経て決定した基本構想においても、明記させていただいたところである。新屋内温水プールに求められる機能や利用方法等については、今後の整備計画等の段階において検討されることになるので、委員からのご意見として担当課に伝えさせていただく。

委員) 芸術文化について、「支援」という内容だけで、市としての芸術文化に対する理念や方向性について触れられていない。スポーツと芸術文化の振興は、心と体のためにどちらも重要であるはずだが、スポーツに比して、芸術文化に関する記述内容が乏しい。芸術文化に対する今後10年間の市の理念・方向性や、芸術文化活動の場や機会の提供といった視点での記述を盛り込むべきである。

事務局) 第4次総合計画において、芸術文化の振興に関しては、「芸術・文化活動の支援」と「歴史・文化資源の保全と活用」の2つの基本方針に基づいた施策を進めてきたところであり、これは第5次総合計画においても継続していくものと考えている。この柱6-1では「芸術文化活動の支援」についてのみ記述しているが、「歴史・文化資源の保全と活用」の視点については、柱4-2の「地域資源の創造と磨きあげ」の部分に包含するものとして整理させていただいている。委員ご指摘の芸術文化活動に関する市としての施策の在り方については、文化協会等、関係団体の皆様のご意見を伺いながら、検討してまいりたい。

委員) 「指導者やボランティア等の運動に関わる人材の確保・育成」について。人材を確保し育てることは重要だが、その人たちが活動する機会の場の提供を充実させることが必要である。

事務局) 記述の追加について事務局で検討する。

柱6-2 健康長寿の推進

委員) 「健康寿命のさらなる延伸が求められています。」とあり、確かに健康であり続けることは大切だと思うが、これは本当に求められていると言えるものなのか。

事務局) 平均寿命の延伸に伴い、地域の中で自分らしく暮らし続けることができるための健康寿命の延伸も求められているという一般的な現状解釈として捉えたものであるが、「見込まれている」等の記述の変更を検討する。

委員) このコロナ禍において、多くの人が悩みを抱え、ひいてはそのせいで自殺者も増えているという現状からも、ゲートキーパーの方などの専門職の方や関係機関との連携を図り、相談支援体制を充実させるというところは、重要な視点であると感じた。

事務局) 具体的な施策に取り組む中においても、その点はしっかりと意識したい。

柱6-3 高齢者に優しいまちづくり

委員) 単身高齢者等の孤立防止について。「地域や民間事業者などと連携」とあるが、どういった民間事業者なのかを具体的に記述した方が良いのではないかと。

事務局) 民間事業者については、「あんしん見守りネットワーク協力事業者」に登録されている事業所等を想定して記述した部分である。記述の修正に関しては、担当課と調整のうえ検討する。

委員) 文言を修正するということではないが、元気な高齢者が増えている中において、高齢者の活躍の場を充実させることが重要であると思う。「高齢者の生きがいづくりと社会参画の推進」の部分で、是非とも「社会参画の推進」を強く意識した具体的な施策に取り組んでもらいたい。

委員) 地域包括ケアシステムの強化の中に含まれるか微妙な部分であるが、現在、高齢者に限らず、成年後見制度が重要視されている。成年後見制度の周知と高齢者の権利擁護についても記述してもらいたい。また、関連する主な計画として、地域福祉計画も含まれると思う。

事務局) 成年後見制度の周知と高齢者の権利擁護に関する記述については、担当課と調整のうえ検討する。関連計画については追加する。

委員) 高齢者の運転免許証返納を推奨するような社会の流れにあるが、高齢者も車がないと移動に不便があるのが現状である。返納後のケアや公共交通の利便性向上等に取り組んでもらいたい。

事務局) 運転免許証を自主返納した高齢者への支援や公共交通の充実に関しては、柱7-5に記述している部分であり、委員ご指摘の点を踏まえながら、具体的な施策に取り組んでまいりたい。

柱6-4 誰もが暮らしやすいまちづくり

委員) 基本理念に基づく目標について。「心も体も元気で健康」にあるユニバーサルデザイ

ンの推進については、「誰もが」という全体に係る部分であるので、「動き出す創り出す」の部分に記述した方が良いのではないかと。

事務局) 基本理念に基づく目標については、「動き出す創り出す」の部分は5次総合計画からの新たな取組に関するものを記載するものとして整理させていただいた。ユニバーサルデザインの推進については、第4次総合計画に引き続き取り組むものであることから、「心も体も元気で健康」に関わるとしたものである。

委員) 福祉の分野では「地域共生社会を目指す」ということがキーワードとなっているので、「地域全体でともに支え合う福祉のまちづくりを進め、地域創生社会を目指します。」というような表現が良いと思う。また、「障害のある人が安心して自分らしい生活を営むことができるための支援に努めます。」という部分は、「動き出す創り出す」の部分で、併せて記述しても良いのではないかと。さらに、生活困窮者の自立支援の充実については、主な取組の概要と方向性にある「ネットワークを構築し」というキーワードを目標の部分でも記述した方が分かりやすいと思う。

事務局) 記述の追加・修正等について事務局で検討する。

委員) 地域全体で支え合う福祉活動の推進の3つ目の取組については、地区社会福祉協議会の「地区」を削除するとともに、「地域における福祉活動の継続的な取組を展開し、地域共生社会の推進を図ります。」と記述した方が良い。また、障害への理解の促進の部分の「福祉教育」については、主に大人に向けた取組と読めてしまうが、小さい時からの福祉教育というものが重要であることから、その点を踏まえた表現にした方が良いと思う。

事務局) 記述の追加を検討する。

委員) 現役で働く高齢者が増えていることなどを踏まえ、障害のある方や生活困窮者についてだけでなく、健常者への支援という視点も盛り込んでほしい。

部会長) 事務局の方で検討してもらいたい。

委員) 「障害」という表記について。せめて「害」という字を平仮名にするなどの配慮を、沼津市としてこの総合計画から示すことができないか。また、細かい取組については、具体の計画の中で検討していくものだと思うので、十分に当事者の意見に耳を傾けながら、共生社会の実現に向けた施策を推進してもらいたい。

部会長) 委員ご意見の後半の部分は、皆さんご異存ないと思うので、事務局もその方向で取り組んでももらいたい。

事務局) 「障害」の表記について「害」を平仮名表記としている他市の事例等があることは承知している。現状、法律の中で「障害」という表記が正式に採用されていることから、沼津市の公文書においては、漢字で表記する取扱いとなっている。今後の国の動向等も踏まえ、検討を進めていきたい。

部会長) 本計画において、当面は「障害」表記を採用するとしても、今後の国動向や市の対応方針の変更との機会に合わせ、修正することを検討してほしい。

委員) 第4次総合計画では「障害者福祉」という言葉が使われていたが、第5次総合計画では「誰もが暮らしやすい」という言葉になっている。内容としてはほとんど障害者福

祉のように感じるが、なぜ表現が変わったのか。

事務局) この柱6-4では、生活困窮者に対する支援や地域福祉活動による共助という視点も盛り込んでいることから、障害者に限定しない弱者への支援という大きな枠組みで整理したものである。

委員) 障害者福祉に沼津市として力を入れていくことを示すという意味では、「誰もが」という表現ではその対象があいまいになってしまうのではないかと感じた。

部会長) あいまいになってくるといふ点もあるかと思うが、「障害者に暮らしやすいまち」と特定化しすぎてしまうのも逆に問題が生じてしまうと思う。障害者をはじめ、生活困窮者や様々な意味で支援を必要としている人たちを包含して「誰もが暮らしやすい」という言葉で表現しているという整理であると理解してよいのではないかと思う。

部会長) 「生活困窮者の自立支援の充実」の1つ目の取組について。「将来困窮する恐れのある市民を早期に把握し」とあるが、現状を考えると、ひとり親家庭などは既に困窮している割合が非常に高い。また、若年者ではなく、中高年のひきこもりやニートが増加し、困窮していることも大きな社会問題となっている。そして、このコロナ禍で懸念されるのは、非正規でシングルという方々の困窮である。そういった意味では、現在困窮している人たちと将来困窮するおそれのある人たちを支援するという表現で、より積極的に取り組んでいくという姿勢を示すべきだと思う。

事務局) 検討する。

柱6-5 安定した医療提供体制の構築

特に意見なし

3 その他

事務局より、日程の確認等を説明。

4 閉会